

事 務 連 絡
令和3年8月23日

地区薬剤師会 御中

東京都薬剤師会 薬局業務課

「健康サポート薬局に係る研修＜A・B＞受講証明書」
交付に関する注意事項について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「健康サポート薬局に係る研修＜A・B＞受講証明書」については、令和3年8月19日付け都薬業発第15号にてお知らせしたところですが、その注意事項についてQ&Aの形で別添のとおり取りまとめましたので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先：薬局業務課 TEL：03-3294-0271 FAX：03-3294-7359 Email：gyoumu@toyaku.or.jp
--

（問１）東京都薬剤師会の会員ではありませんが、「＜Ａ・Ｂ＞受講証明書」を交付してもらえますか。

（答） 交付できません。
交付対象は東京都薬剤師会の会員のみです。

（問２）他団体（日本保険薬局協会等）から発行された受講証明書でも、「＜Ａ・Ｂ＞受講証明書」を交付してもらえますか。

（答） 交付できません。
東京都薬剤師会又は地区薬剤師会が開催した研修会を受講し、受講証明書を発行された方が対象です。

（問３）手元にある受講証明書の有効期限が切れていても、「＜Ａ・Ｂ＞受講証明書」を交付してもらえますか。

（答） 交付できません。
お手元の受講証明書は有効期限内（発行日より３年）であることが必要です。

（問４）手元にある受講証明書の有効期限が切れそうですが、「＜Ａ・Ｂ＞受講証明書」を交付してもらえば、有効期限は延長されますか。

（答） 有効期限が延長されることはありません。
なお、地域連携薬局の申請をする時点で、お手元の各受講証明書は有効期限内であることが必要です。

（問５）「＜Ａ・Ｂ＞受講証明書」は、どのような時に使用するのですか。

（答） 「地域連携薬局」の申請の際に使用します。
日本薬剤師研修センターから「研修修了証」の交付を受けずとも、「＜Ａ・Ｂ＞受講証明書」及び日本薬剤師発行の「ｅラーニング受講証明書」をもって「研修修了証」の代わりとみなしてもらえることになりました。
既に、「研修修了証」をお持ちの方、及び「健康サポート薬局に係る研修３種（Ａ、Ｂ、ｅラーニング）の受講証明書」をお持ちの方は、本受講証明書の交付を受ける必要はありません。